

論 説

「持続可能性社会」法学研究（3）

「持続可能性社会」法学研究会  
（代表者 榎澤 能生）

獵期考

——野生動物法の時間的各論として——

高橋 満彦

# 猟期考

——野生動物法の時間的各論として——

高橋満彦

## 第1章 はじめに

2015年ゴールデンウイークの朝、残雪と新芽が真っ白な陽光に輝く中、私は猟師の一隊と北東北の山を上っていた。春の熊狩りだ。以前からマタギ猟師たちに聞かされていた伝統的な狩猟に初めて同行を許されたのだ。マタギたちは春の熊狩りを年間最大の行事とし、シーズン終了後には収穫感謝の熊祭りを行う集落もある。

しかし、次章で述べるように法令が定める猟期は11月中旬から2月中旬と、冬である。なぜ春に熊狩りを行っているのだろうか。マタギたちの説明は合理的だ。春の残雪は柴（下草）を押さえ、固くしまった雪面は山中での移動を容易にする。そして若葉が芽吹く前の林中は見通しが利くので、特に巻き狩りによる銃猟に適している。さらに獲物であるツキノワグマは冬眠から覚めて穴から出たばかりで、薬種となる熊胆の品質が一番よい季節なのだ。そのような好条件があればこそ、私のような素人の参与観察も可能となったのである。ただ、狩猟者側の事情だけでは法の定めを枉げることはできない。詳細は後述するが、実は有害鳥獣捕獲の許可が毎年この時期に出されていたのだ。それについては、批判があるのも事実である。しかし、法令が定める猟期が熊の冬眠期間と重なっているというのも

妙な話である<sup>(1)</sup>。「猟期」という単語には、本稿で論じるような狩猟が許された時期という語義以外に、狩猟に適した時季という語義もあるが、両者が合致しないゆえの問題である。

積極的に捕獲を許す時期を決めるのか、あるいは捕獲が許されない時期(禁猟期)を決めるかの違いはあれども、猟期・漁期が原始社会から宗教上のタブーなり、集落等の地域の取決めなりで規定され、近現代では国家の法令で規定されるようになってきている。我が国の現行法では、漁期については、水産資源保護法第4条第2項で「水産資源の培養のために」禁漁期を含めた採捕制限を行うことが示されている。一方で猟期については、「鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(以下「鳥獣法」)は、「狩猟期間」の目的を明示していないが、同法の目的規定(第1条)や、実際に現行の猟期設定を導いている第11条第2項の規定などから、猟期の設定は鳥獣の保護や生物多様性の確保のためであることが導出される。さらに、わが国が締約している渡り鳥条約から、「主な営巣期間を避け、かつ、生息数を最適の数に維持するように設定する」ことなどが求められている<sup>(2)</sup>。同様の規定は、EU法の中にもあり<sup>(3)</sup>、EU加盟国の国内法に影響している。このように、野生動物保護や資源の保全が猟期・漁期設定の目的としてみずげられるが、実はそれ以外にも、野生動物法の諸目的<sup>(4)</sup>と同様に多様な目的を有していると考えられる。猟期に関して立法

(1) 冬眠中の熊を襲って捕る穴熊猟という伝統猟法もあるが、危険であることや保護上の問題があり、大日本猟友会では自粛を呼び掛けている。

(2) 日米渡り鳥条約(昭和49年条第8号)第3条第2項。「正常な再生産の維持を考慮に入れて」狩猟期間を定めるものとして、日豪渡り鳥条約(昭和56年条約第3号)第2条第3項、日露渡り鳥条約(昭和63年条約第7号)第2条第2項。

(3) Directive 2009/147/EC of the European Parliament and of the Council of 30 November 2009 on the conservation of wild birds, art. 7, 2010 O. J. (L20) 7, 10. (野鳥保護指令第7条)

(4) 高橋満彦「野生動物法・Wildlife Lawの諸目的に関する考察」比較法学50(3), 153-174, 2017.

府で交わされた議論は多くはないが、かつて衆議院環境委員会では猟期の設定は鳥獣保護とともに農作業の安全確保であることを確認するとともに<sup>(5)</sup>、有害鳥獣の駆除などとの関連を議論している<sup>(6)</sup>。

本稿では、野生動物の捕獲時期に関する法関係を取り上げて議論を進める。標題にもあるように、陸棲動物すなわち鳥獣に関する猟期を議論の中心に据える。なお漁期については、狩猟と漁撈には共通する要素も多いが、有害鳥獣や公衆安全の問題は該当しないことや紙幅の都合もあり、その詳論は他日を期すこととし以下の順で考察を進める。

まず現行法令に基づく猟期の概要と、現在提起されている実務上の問題点を説明する(第2章)。次に現在に至る猟期の変遷を幕末期以降の法令からたどり、その中で読み取れる事象を抽出するが、まず国法レベルの変遷を通観したうえで(第3章)、現場での運用や駆除の問題を検討し(第4章)、猟期の決定要因を探るが、その作業を通じて、わが国の狩猟の特徴や目的を明らかにする。さらに第5章では、比較材料として、英独米の猟期の特徴と英国の猟期規制の歴史を紹介する。そして第6章では、一日の中での猟期として、実務的にも関心の高い夜間銃猟の問題を論ずる。最後に第7章で猟期の決定要因を整理し、猟期に関する実務上の問題点に対応するためにどのような改良が可能か、我が国の過去の制度や欧米の狩猟法令と比較考察しながら提案を試みる。よって本稿は、空間的(海外法)および時間的(法制史)比較を用いながら、猟期という研究が少ない法制度に関する理解を深めるとともに、野生動物法が人と野生動物の多様な関係性に規定されていることが実証し、かつ、今後の野生動物保護管理の発展に寄与することとしたい。

---

(5) 第112回国会衆議院環境委員会会議録第3号7-10頁(昭和63年3月25日川俣健二郎委員、山内豊徳政府委員)。

(6) 第84回国会衆議院公害対策並びに環境保全特別委員会会議録第18号19頁(昭和53年5月12日、瀬野栄次郎委員、出原孝夫政府委員)。

## 第2章 現行法令に基づく猟期の概要と問題点

鳥獣法では、鳥獣の捕獲は一般的に禁止されており、捕獲が許されるのは若干の例外を除けば、学術目的や有害鳥獣の駆除目的等で個別に許可を取る場合（許可捕獲）か、狩猟免許を有する者が狩猟登録をした都道府県で狩猟鳥獣を狩猟する場合（登録狩猟）である<sup>(7)</sup>。狩猟で鳥獣を捕獲する場合にも猟具や場所など種々の制約があるが、本稿で取り上げるのは、一般に猟期と呼ばれる期間である。採捕を禁止する期間（禁漁期間）を定める漁業調整規則<sup>(8)</sup>などとは逆に、鳥獣法は狩猟ができる期間を定めて、その期間外における狩猟を禁じている<sup>(9)</sup>。

鳥獣法では、「**「狩猟期間」とは、毎年十月十五日（北海道にあっては、毎年九月十五日）から翌年四月十五日までの期間で狩猟鳥獣の捕獲等を行うことができる期間をいう**」（第2条第5項）と定義したうえで、「環境大臣は、狩猟鳥獣（中略）の保護を図るため必要があると認めるときは、**狩猟期間の範囲内においてその捕獲等をする期間を限定することができる**」（第11条第2項）とし、具体的には「**鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則**」（以下「**鳥獣法施行規則**」）第9条で、**狩猟鳥獣の捕獲等をする期間は、北海道以外の区域においては、毎年11月15日から翌年2月15日（ただし、猟区では10月15日から3月15日）、北海道においては毎年10月1日から翌年1月31日（ただし、猟区では9月15日から2月末日）と定めている**<sup>(10)</sup>。これらが実際に狩猟のできる期間であり、一般に「**猟**

(7) 鳥獣法第8条から第11条。

(8) 漁業調整規則は、水産資源保護法及び漁業法の実施のために都道府県によって定められ、水産資源の保護培養、漁業の取締り等について定める。

(9) 鳥獣法第83条により、法令で定められた期間外の狩猟は、一年以下の懲役または100万円以下の罰金をもって処罰される。

(10) わが国では現在「**猟区**」（鳥獣法第68条から第74条で規定）は14か所しかなく（大日本猟友会『**狩猟読本**』251頁（大日本猟友会、2017））、ほとんどの狩猟活動は猟区ではない区域で行われている。

期」といわれ、本稿でもそのように用いる。従って猟期は北海道と北海道以外の二つに分けられているだけで、青森、秋田、山形における鴨猟（11月1日から1月31日）に関する特則もあるが<sup>(11)</sup>、本州以南では猟期は冬季の11月15日から2月15日ということが浸透している。

ところが、平成11年の鳥獣法改正により設けられた特定鳥獣保護管理計画制度により<sup>(12)</sup>、猟期の延長が可能になった。平成26年改正後の現行法に沿って説明すると、都道府県知事は、狩猟鳥獣である特定の種を第2種特定管理鳥獣に指定し、第2種特定鳥獣管理計画（以下「特定鳥獣管理計画」）を作成すれば、鳥獣法第11条第2項による狩猟期間の限定を緩和することが可能となった（鳥獣法第14条第2項）。すなわち、従来は11月15日から2月15日に限定されていた猟期を、10月15日から4月15日の狩猟期間内で延長可能となったのである。実際に、イノシシやニホンジカについて各地で猟期の延長が広がっている。なお、特定鳥獣管理計画に基づく猟期の延長に関する具体的な手続きについては自治体間でばらつきがある。まず、富山県のように特定鳥獣管理計画の中で延長について具体的に定めている自治体と、北海道のように全く言及していない自治体がある。そもそも猟期の延長は特定鳥獣管理計画の達成を図るために特に必要があるときにはできるとされ（鳥獣法第14条第2項）、計画の中で明記することが要件とはされていないので、後者の扱いは誤りではないものの、計画の中でも猟期延長な可能性への言及程度はあったほうがよいのではないだろうか。次に、猟期の延長が告示されている自治体と<sup>(13)</sup>、告示されていない自治体がある<sup>(14)</sup>。猟期の延長は、鳥獣保護区や休猟区の指定などの土地に関

(11) 鳥獣法施行規則第9条。

(12) 平成26年改正で、保護と管理の区分を明確にする趣旨から、特定鳥獣管理計画と特定鳥獣保護計画に分離された。

(13) 例えば奈良県は、狩猟期間の延長を告示するとともに、特定鳥獣管理計画の策定も公告されている。（奈良県報2869号平成29年3月31日）

(14) 北海道は地域別に細かく日程を設定し、かつ、年によって調整している点は評価できるが、告示はされず、インターネット等で事実上公表。また狩猟期間の延長自体は告示しないが、延長を明示した特定鳥獣管理計画の策定を告示す

するものと異なり<sup>(15)</sup>、告示、公告等の手続きが法で定められておらず、実際には県公報による告示よりも、インターネットなどでの周知のほうが有効だろうが、猟期外の狩猟はいわゆる密猟という犯罪行為なので、罪刑法定主義の観点からも公示方法は疑義の余地のないものが望ましい。

さて、この冬期を基本とする現行の猟期を巡る問題点をいくつか紹介する。もちろん問題点とされる事柄は、狩猟者、地域住民、農林事業者、自然保護関係者、動物愛護関係者、行政と、立場が異なれば見解が異なる点には留意が必要であるが、猟期の設定の目的、すなわち期待される利益の多様性が表れている。

① 鳥獣の保護上適切ではない：猟期は繁殖期や育雛期など鳥獣の保護上重要な時期を避け、資源保全に与える影響を最小化することが望ましいとされている。既に述べたように、渡り鳥条約や、EU法などの国際法の中にもそのような理念が示されている。

欧州では猟期が比較的長期に及び、種ごとに異なるため、保護鳥または禁猟期に入った狩猟鳥の錯誤捕獲が起きる問題などが出されている<sup>(16)</sup>。我が国の現行猟期は冬季であるため、鳥獣保護上の批判は少ないようだが、北東北3県における鴨類の猟期繰り上げは、渡り途中の鴨類への影響が大きいという批判がありつつも<sup>(17)</sup>、継続されている。

② 鳥獣の管理上適切ではない：第1章で紹介した春熊猟は、冬眠から覚めたツキノワグマを巻き狩りで追い、人間の怖さを教えて、里に下りてこないようにするという効果があるという<sup>(18)</sup>。かつ、見通しの利く早春

---

る富山県のような例もある。

(15) 鳥獣保護区の指定に関する手続き（意見聴取、公告、縦覧、意見書、公聴会等）に関しては鳥獣法第28条、同法施行規則第32条、第79条など。休猟区に関しては、鳥獣法第34条。

(16) Case C-435/92, Association pour la Protection des Animaux Sauvages and others v Prefets de Maine-et-Loire and Loire-Atlantique, 1994 E.C.R. I-69.

(17) 日本野鳥の会『野生生物保護の法制度への提言』83-96頁（日本野鳥の会、1992）。

(18) 花井正光・田口洋美・栗城幸介「伝統的クマ猟は持続的に継続することが可

の落葉広葉樹林では、個体識別をしたうえでの捕獲も可能だ。しかし、現行の猟期では解禁後しばらくして熊は冬眠してしまい、冬眠明けした時には猟期は終わっているため、春熊猟は狩猟ではなく、許可捕獲（予察駆除など）でなんとか実行できている。

そもそも狩猟には有害鳥獣の駆除や被害の抑制という効果が期待されているが、11月15日から2月15日を基本とする現行の猟期は短すぎて、特に哺乳類に狩猟圧を加えて、生息数を抑えることが期待できないために、「イノシシなどの被害については、猟期を前後十五日ぐらい延ばしてくれ」といった要望があった<sup>(19)</sup>。そのような批判や要望に応えるために、平成11年の法改正で、特定鳥獣管理計画により計画対象の特定鳥獣種に関する猟期延長が取り入れられたのである。ところが、猟期が短すぎるという批判は農業関係者から多いものの、狩猟者からは必ずしも多いとは言えない。興味深い現象であり、第4章で分析する。また、狩猟期間を少々延長しても農繁期を全てカバーするのは現実的ではなく、許可捕獲に依存しなければならない点にも注意したい。

③ 狩猟鳥獣資源の観点から問題がある：猟獲した鳥獣は食用等に有効に利用される。冬季は鳥獣肉（ジビエ）が美味な季節とはされているが、鹿類は秋季が最良だとされ<sup>(20)</sup>、欧州ではその時期に合わせて猟期が開くが、日本の狩猟期間では間に合わない。再び春熊猟についてみると、出熊（冬眠明けの熊）は毛皮も熊胆も最高の時期であり、資源の有効活用にも適っているが、狩猟期間からは外れてしまう。明治45年の第28回帝国議会に

---

能か—山形県小国町の春季マタギ猟の場合」、佐藤宏之（編）『小国マタギ共生の民俗知』172-190頁（農文協，2004）。

(19) 前掲注6。そのほか、全国山村振興連盟「鳥獣被害防止対策に関する提言・要望」（平成23年4月）〈<http://www.sanson.or.jp/index7.html>〉（2019年11月1日閲覧）など。

(20) 例えば、神谷英正『料理人のためのジビエガイド——上手な選び方と加工・料理』（柴田書店，2014）は、本州鹿の「なかでも一番いい時期は6月～10月末にかけて」〔64頁〕としており、猟期外になるため有害駆除個体の活用を勧めている。

は4月30日までの猟期延長の請願がなされた。「四月ニナルト越中立山トカ云フ深山ニ於ケル熊ハ雪ガ融ケル其時ガ肉モ宜イシ、皮モ宜イ、捕ルニモ宜イ」ので、狩猟「期限ハ四月十五日デアルガ、其後一月位ハ密猟シタルモノデアル」。しかし、警察の取締りが「近来ニナルト非常ニ嚴重デ」、「密猟ガデキナイ」ために猟期を延長して欲しいというのが請願の趣旨であった<sup>(21)</sup>。

鳥獣肉の味などは些末な嗜好的問題と取る向きもあるだろうが、狩猟が個人的な動機に左右されている限り看過できない要素なのである。実際に、イノシシやシカの狩猟期間を3月まで延長しても、春の獣肉は不味であるために狩猟による捕獲数は伸びず、結局報奨金を出して捕ってもらうしかない地域もある。

④ 狩猟活動の上で不適切な時期である：狩猟期間は冬季であり、北陸から北では雪の季節である。雪中では山中の行動は難儀だと考えるのは素人であり、下層植生を覆い尽くした雪が狩人の移動を飛躍的に容易にする積雪期こそが狩猟の季節なのだ。ところで、東日本で狩猟といえば銃猟であり、西日本で盛んな罟猟はあまり行われていない。政府は狩猟者人口の確保のために、銃砲所持許可のハードルをクリアしなくて済む罟猟を勧めているが、東北での普及は伸び悩んでいる。なぜだろうか。それは積雪期に罟（特に箱罟）をかけるのは容易ではないからである。東北地方でもかつては罟猟も広く行われていたが、大正7年の狩猟法全面改正までは罟猟は周年行えたからである。改正された狩猟法が施行された大正8年以降、罟猟の猟期も銃猟と同じになったが、雪国の罟猟には不利な設定である。

⑤ 公衆への安全上の問題：現行の狩猟期間は農閑期に設定されているうえに、裏作も衰退している。山野河海でも人間活動が比較的少ない時期ではあるが、期間の初めごろにはキノコ狩り、期間の終わりの頃には溪流

(21) 第28回帝国議会議院請願委員第三分科会会議録（速記）第四回第二類第四号17頁（明治45年2月21日）。熊の減少と濫獲の懸念からこの請願は不採択となった。

釣りや、暖地では山菜取り目的の入山者が誤射されたり、罾で受傷したりする事故が発生する危険がある。そのため平成11年以降、特定鳥獣の狩猟期間を延長する際には安全を確保するための検討が各地方自治体でなされた<sup>(22)</sup>。現在は各種レジャーにより、地域外の人々が冬でも山に入ることも増えていることもあり、注意が必要である。

⑥ 地域の環境に合わない硬直的な猟期設定：日本国は南北に長く、気象や生態系などの自然条件が大きく異なることは、小学生でも知っていることでだが<sup>(23)</sup>、環境省令の定める狩猟期間は北海道とそれ以外の二通りしかなく、明治時代から議論の対象となっていた<sup>(24)</sup>。既述の北東北3県における鴨類の猟期繰り上げは、国会における「青森から沖縄まで全部猟期が、用意ドンが同じだというのは、あなた不思議に思いませんか」という議論に後押しされている<sup>(25)</sup>。

⑦ 猟期制度そのものの形骸化：ことに制度上の問題だが、現在の日本では有害鳥獣捕獲または個体数調整を目的とする許可捕獲による捕獲が登録狩猟による捕獲を上回っている。猟期の制限は許可捕獲にはかからず、猟期による捕獲規制そのものの意味が曖昧になる。狩猟税を払って登録狩猟を行う狩猟者からすれば、猟期前に許可捕獲で獲物が捕られれば不愉快であるが、ツキノワグマに関しては猟期前の有害駆除数が多くなりすぎ、

(22) 長野県林務部野生鳥獣対策室「ニホンジカの狩猟期間延長について」  
<[https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/kankyo/documents/shiryou3\\_23.pdf](https://www.pref.nagano.lg.jp/kankyo/kensei/soshiki/shingikai/ichiran/kankyo/documents/shiryou3_23.pdf)> (2018年10月24日閲覧)。関係者間で釣り人やキノコ狩りへの影響が話し合われた。

(23) 小学校学習指導要領（平成29年文部科学省告示第63号）社会編第3章第3節（第5学年の目標及び内容）等参照。

(24) 第21回衆議院議事速記録第15号207-208頁（明治38年2月10日）。第40回帝国議会議事録第5類第40号7-8頁（大正7年3月12日）、12頁（同13日）。

(25) 衆議院環境委員会で川保健二郎代議士が、大日本猟友会からの東北地方のカモの開猟日を早めて欲しいという陳情に関連して、このように環境庁を批判し、かつ、機械化により収穫作業が早く終わるようになったと指摘。山内豊徳自然保護局長も「検討すべき点」と回答（注5参照）。

猟期内における狩猟の自粛が求められる年も多い。一方で、猟期内およびその直前期は登録狩猟に配慮して、有害捕獲等の許可捕獲を行わないのが通常だが、鹿やイノシシの個体数削減を求める自治体などからすれば、猟期内のほうが捕獲数が減るのではという疑念もある。

### 第3章 日本における猟期の変遷 (1) ——国法レベルにおける通観——

#### (1) 明治以降、現行法までの変遷

日本において狩猟は、旧幕時代には上級武士や公家の活動であり、明治維新による封建秩序の崩壊によって規制が撤廃され、農民や庶民に狩猟が開放されたと説明されるのが一般的であった<sup>(26)</sup>。しかし、近年では江戸時代においても農民層による鳥獣駆除や狩猟が活発であった事実も解明されてきている<sup>(27)</sup>。また、大政奉還で狩猟規制がすぐ消滅したわけではないうえに<sup>(28)</sup>、新政府も明治元年(戊辰)9月に「猥りに鳥打致シ候趣当節農事繁多ノ時節農民共別テ難渋ノ旨申出候」のため取り締まるとの太政官達<sup>(29)</sup>を出すなどの対応を取っていた。しかし、明治維新の混乱や新政府の統治力の欠如により統制は弛緩し、一般人民に銃猟が広がったことに間違えはない。新政府の統治体制が整いつつあった明治6年に、銃猟の広がりや招いた公衆への危険や鳥獣の乱獲に対処するため、太政官は初の実質的な狩猟規制となる鳥獣猟規則を布告し<sup>(30)</sup>、禁猟期についても定めを設けた。以降狩猟に関する規制が順次整備されていくが、明治6年から現在

(26) 例えば、林野庁『鳥獣行政のあゆみ』5-6頁(林野弘済会、1970)。

(27) 例えば、塚本学『生類をめぐる政治』(平凡社、1983)、近藤誠司「狩猟の起源・文化・歴史」梶光一ほか編『野生動物管理のための狩猟学』1-10頁(朝倉書店、2013)。

(28) 小柳泰治『わが国の狩猟法制—殺生禁断と乱場』211-212頁(青林書院、2015)。

(29) 明治元年(戊辰)9月太政官達(『非現行類聚法規』第十三類220頁所収)。

(30) 明治6年1月20日太政官布告第25号(『法令全書』等に広く所収)。

に至る猟期規定の変遷を調査した一覧が表 1 である。

明治 6 年 1 月 20 日に鳥獣猟規則として布告された猟期は 12 月 1 日から 3 月 31 日までだった<sup>(31)</sup>。しかし、同年 3 月 18 日に開猟日を 11 月 1 日と改めたため、近代日本における最初の猟期は 11 月 1 日から 3 月 31 日となる。意外と現在の猟期と合致していることに気付く。そして 4 年後、明治 10 年の鳥獣猟規則改正では、10 月 15 日から 4 月 15 日と改正され（明治 34 年から北海道は 9 月 15 日開猟）、太平洋戦争終結後まで定着するのである。この間、特に毛皮獣は輸出品や、昭和期に入り軍が大陸に進出すると軍需物資として高値で取引されたり、国家総動員体制の下で猟友会が組織されて毛皮の供出が奨励されたりと、戦前戦中には活発な狩猟活動が展開された。

さらに戦後は食料不足による濫獲により、鳥獣資源の枯渇は極限に達したが、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）は天然資源局に狩猟鳥獣管理の専門家なども配置しており<sup>(32)</sup>、彼らの指導により鳥獣政策は保護に舵を切った<sup>(33)</sup>。まず昭和 22 年に狩猟法施行規則が改正されて、猟期が 11 月 1 日から 2 月末日までと大幅に短縮された。その後、昭和 25 年には狩猟法が改正され、鳥獣保護区の設置や霞網、鳥糞の禁止など各種の鳥獣保全策が導入された。ところで、昭和 22 年の猟期短縮は超法規的措置ともいえるものだった。なぜなら、当時猟期（「免状ノ有効期間」）は狩猟法で 10 月 15 日より翌 4 月 15 日と定められ（第 5 条第 3 項）、主務大臣は「特殊ノ狩獵鳥獣繁ノ保護繁殖ノ為必要ト認ムルトキハ（中略）特ニ其ノ狩獵ノ期間ヲ限定スルコトヲ得」（同第 4 項）とあって、特定種に限定してならともかく、全面的な猟期短縮は想定外であった。猟期短縮は緊急度が高く、法改正を待てないと GHQ は判断したのでろう。

その後も鳥獣資源は容易に回復せず、表 1 に見るような経過をたどり昭

(31) 明治の改暦は、天保暦（太陰太陽暦）の明治 5 年 12 月 2 日をグレゴリオ暦の明治 6 年 1 月 1 日としたものであるため、鳥獣猟規則の日付は新暦。

(32) 野生動物課長を務めた鳥学者のオリバー・L・オースチン博士など。

(33) そもそも GHQ は日本人の銃砲所持や狩猟に消極的な姿勢を示し、大日本猟友会は食糧確保のためとして狩猟再開を陳情する状況であった。

和50年以降、11月15日から2月15日となった。当時自然保護とは狩猟の抑制であり、猟期を縮減することが望ましい環境政策であった。その後、短い猟期も含めた鳥獣保護策やその他の複合的要因から野生動物の生息状況は好転した。1990年代からは鳥獣被害の増加が政治問題となり、平成11年の鳥獣法改正で狩猟圧を高めるために、ニホンジカやイノシシなどの主要な狩猟獣の猟期が再び延長されるようになったのである。

このように猟期の変遷を見ただけで、鳥獣の生息状況のみならず、国家の狩猟に対する姿勢の変化という大きな流れが読み取れる。さらに詳しく見るといろいろ面白い点が見えてくると思われるので、次に現行法の淵源である鳥獣猟規則制定までの前史も検討してみる。

## (2) 幕末明治の開国期における猟期を巡る外交問題

まず明治6年の鳥獣猟規則から、猟期は秋冬の季節に設定されている点に着目したい。まずは鳥獣猟規則のできた時代背景を考えてみる。幕末から明治前半において、幕府そして明治政府は外国人居留地周辺における外国人による銃による鳥獣(鳥打)の対処に悩み、不平等条約を巡る大きな外交課題の一つとなっていた。森田朋子の詳細な研究<sup>(34)</sup>などをもとに概説すると、田畑で鴨やシギ類を狙って銃猟を繰り返す外国人銃猟問題は、はやくもペリー来航時から勃発し始め、渡航翌年に交わされた日米和親条約の細則には、日本側の要求で「遊猟は都て日本において禁止するところなれハ亜墨利加人もまた此制度に伏すへし」<sup>(35)</sup>と定められた。安政6年に横浜が開港場となってからは、江戸十里四方では祖法により銃猟は禁止で

(34) 森田朋子『開国と治外法権——領事裁判権の運用とマリア・ルイス号事件』(吉川弘文堂、2005)。

(35) 日米和親条約附録第10条(同文書は、開港にあたっての細則を定めるために、嘉永7年5月22日(新暦1854年6月17日)に下田で交わされたもので、下田条約ともいう)。英文では、“The shooting of birds and animals is generally forbidden in Japan, and this law is therefore to be observed by all Americans.”とされており、銃猟が規制対象である点がより一層明確である。

あることを幕府は繰り返し主張して、外国人の銃猟を禁止しようとした。しかし、わが国と諸外国との条約は、当時の国際法に従ったいわゆる不平等条約であったため、居留民を巡る裁判権は母国の領事にあり、かつ、概ね母国法の適用が主張されていた。幕府の粘り強い交渉を受けて、外交団も無用な軋轢を生みかねない狩猟行為を規制する必要性は認め、主要国の領事は領事規則を作成して対処しようとした。一方で日本の規則に従わせるべきだと考える幕府も「祖法である」というだけで狩猟を禁止することが困難なことを悟り、狩猟規則の成文化化を目指した。一歩先んじて成案を見た領事規則は規制を厭う居留民の賛同を得られず実効力を持たず、幕府の規則作成も内部の調整が整わないうちに大政奉還を迎えてしまったが、当時の狩猟シーズンは、獲物の鴨やシギが飛来してくる秋冬だったのである。慶応3年に神奈川奉行が上伸した遊猟規則案では、具体的な猟期は示されていないが、「居留地之外国人とも毎年八九月頃より翌春三月頃迄（中略）鳥類打留候儀有之」という外国人銃猟の現状認識と、「各国においては秋八月より春三月迄之間、遊猟発砲相許」という諸外国の事例に加えて、「夏分は鳥雛生育之時分に付制禁之由」という鳥類保護への配慮が述べられており<sup>(36)</sup>、概ね旧暦の8月、9月から翌3月の猟期を前提として考えていたようである。

大政奉還後は明治政府が外交団との交渉を引き継ぎ、明治6年に鳥獣猟規則を布告し<sup>(37)</sup>、各国領事へも通告した<sup>(38)</sup>。外交団とは狩猟規制の準拠法や法執行権限を巡り意見の隔たりは大きく、かつ政府部内でも意見の相違も抱えたままだったが、見切り発車の形で鳥獣猟規則を布告したのだ<sup>(39)</sup>。布告の背景には外国人のみならず、日本人による銃猟問題もあっ

(36) 慶応3年2月神奈川奉行上申書（『統通信全覽』類輯之部14巻572頁）。

(37) 明治6年1月20日太政官布告第25号。

(38) 明治6年2月2日外務卿より各国公使宛（『大日本外交文書』6巻257号）。鳥獣猟規則制定とその前後の外務省の動きについても、前掲森田（2005）が詳しい。

(39) 実際に外交団との交渉が付き、外国人に狩猟免状が交付されるのは、明治10

たようだが、これらの事情から、鳥獣猟規則の規制事項は銃猟のみであり<sup>(40)</sup>、銃猟規則だったとも言える。鳥獣猟規則によって導入された猟期が、幕末からの外国人銃猟の実態からすれば遅い11月1日開猟とされたのも、日本政府が銃猟規制を必要とした理由から説明がつく。

すでに言及したように、幕府が外国人銃猟の規制を必要とした理由には、祖法により禁じられている行為だからという秩序規範的な認識や、鳥類保護（特に鷹場において）、日本人との不公平とともに、あるいはそれ以上の実際問題として、銃猟の危険性、特に農作業の従事する農民の誤射が頻発していたことがある。実際に幕府は、特に鷹場でもある江戸近郊での発砲は禁止という建前とともに「吾国人民田野に出て生業を営むもの」への安全配慮を領事団に主張していた<sup>(41)</sup>。そして明治維新後には鷹場や將軍や大名の狩猟特権を守る必要はなくなったが、一般の日本人も徐々に銃猟を始めるようになり、安全面から銃猟を取り締まる必要はより高まったといえよう。

当時における銃猟の主要な標的であった渡り鳥は、シギ類は8月、鴨類は9月には飛来するため、例えばドイツ公使フォン・ブランツから、10月開猟ではシギ類に間に合わないとの不満が上がっている<sup>(42)</sup>。そのためか明治8年には開猟日が9月15日に早められているが、明治10年から10月15日に開猟と改められて、戦後まで定着するのである。やはり、9月開猟では

---

年の猟期からである。ただし、外国人には鳥獣猟規則がそのまま適用されるのではなく、ほぼ同内容の「約定」をその都度交わすもので、裁判管轄は領事にあり、取締り権限についてはあいまいなままであった。その運用の詳細は前掲森田（2005）参照のこと。

- (40) 制定当初は、「薬品ヲ用ヒテ猟スルコトヲ禁ス」（第23条）とあったが、明治7年11月10日の改正で削られた。
- (41) 安政6年10月10日外国奉行兼神奈川奉行赤松範忠、酒井忠行より米仏蘭領事への書簡（『統通信全覧』類輯之部14巻514頁）。
- (42) 前掲森田（2005）131頁。ちなみにフォン・ブランツは狩猟に造詣が深く、自国居留民向けの狩猟規則を起案、ドイツの狩猟法の概要を日本側に紹介している。

農民の安全を確保できなかったのだと推測される。旧幕時代の文書からは、藩が下士たちに鳥打を許す時期を、旧暦の10月から2月を基本としたうえで<sup>(43)</sup>、稲の刈り取りや融雪に伴う農事開始などに合わせて調整する例などが見受けられるが<sup>(44)</sup>、現代に至るまで、公衆の安全確保は、狩猟規制の重要な目的の一つなのである。

### (3) 小括

まず明治前期の狩猟規制は銃猟規制であった。その理由としては、外国人をはじめとする増加する銃猟が惹起する危険の予防が急務であったことが示唆されるが、規制対象が銃猟に限定された状況は明治34年まで続き、銃を用いない罟猟や網猟などは一年中行えたのである。網猟と繻繩（もちなわ）、撿（はご）に銃猟同様の猟期が適用されたのが明治34年からである。さらに罟に猟期が適用されるのは、大正7年の狩猟法全面改正が施行された同8年までか待たなければならない。繻繩や撿は、モチノキなどから作る粘着質の鳥糞（とりもち）を用いて鳥類を捕獲するものである<sup>(45)</sup>。網猟は各種の形態があり、兎を狙うことはあるものの、大半は鳥類捕獲を目的としている。一方で、罟は主として獣を狙ったものであることから、日本における19世紀の狩猟規制は銃と鳥猟の規制だったと言えよう

大正8年以降、罟猟にも銃猟同様の猟期が適用されるようになってから、獣類の保護は可猟種が多いなど鳥類に劣る点は認められるが、鹿、毛

(43) 村上一馬・竹原万雄・中村只吾（編）『弘前藩庁御国日記』狩猟関係史料集』第3巻（東北芸術工科大学東北文化研究センター，2012年）69頁（資料番号2469, 2470 寛政元年）。

(44) 村上一馬・竹原万雄・中村只吾（編）『弘前藩庁御国日記』狩猟関係史料集』第2巻（東北芸術工科大学東北文化研究センター，2011年）331頁（資料番号2258 明和6年，稲刈）。同第3巻（2012年）83頁（資料番号2522 寛政4年，雪消）。

(45) いずれも現在は禁止猟法で、詳細は堀内謙位『写真記録・日本伝統狩猟法』（出版科学総合研究所，1984）などにあたるしかないが、鳥糞自体は未だに販売されているようである。

皮獣などの猟期が短縮されていたことも目を惹く。毛皮獣や鹿は資源価値が高い一方で資源量に問題があったためであるが、毛皮獣は毛皮の状態が最良である厳冬期に収穫するのは理に適っている。もっとも、平成10年からこれらの短縮措置は廃止された。鹿は生息数が増え鳥獣害を起こすようになり、むしろ捕獲が奨励されるようになった。毛皮獣は世界的な毛皮需要の低迷で獲物としての人気がなくなり、狩猟圧が下がったのである。

日本における猟期の変遷を通観すると、明治初期に猟期制度が導入された時点では、外国人を含めた保安上の要請から規制が銃猟に集中し、かつ鳥類保護が中心だった。そして、定められた猟期は旧幕時代と同様に、農作業への危険が減り、かつ、鴨などの渡り鳥の飛来期の冬季を中心としたものとなった。そしてその期間は、大正昭和と長らく10月中旬から4月いっぱいとされていたものが、戦後の鳥獣激変期には短縮され、今また鳥獣の生息状況の改善とともに、拡大の兆しがあるということである。

#### 第4章 日本における猟期の変遷 (2) ——地方における運用と駆除の問題——

第3章では幕末以降における猟期の制度史を概観したが、注意しなければならないのは、制度の執行状況である。

近代狩猟法の嚆矢となる鳥獣猟規則では、定めた猟期について、「地方ノ模様ニヨリ (中略) 此期限ヲ伸縮シ山間等人家ニ遠隔ノ地ハ其期限ヲ定メザルコトモアルヘシ」(第13条但し書き)とされていた。

岡山県が「管下鳥獣ノ害不少趣二付」8月1日から翌5月31日と大幅に延長したように<sup>(46)</sup>、いくつもの府県で猟期を延長したことが史料から確認できる<sup>(47)</sup>。後段については山間地等で期間制限を除外する扱いであり、

(46) 明治15年8月5日岡山県知事達甲第53号 (『岡山県警察法令類纂』明治25年177頁)。

(47) 管見では、大阪府、石川県、愛知県が9月15日から5月31日 (明治15年7月

山梨県（明治6年）や長野県（明治8年）の布達に添付された銃獵出願書類の雛型を見ると、「不定期ノ場所」として一年中狩獵が行われる場所が相当あったことがわかる<sup>(48)</sup>。その後、明治10年の規則改正では期限を定めぬ扱いが削られたが、明治15年の大阪府布達に「無定期ノ場所ハ従前ノ通り心得ヘシ」<sup>(49)</sup>とされているように、柔軟な運用がされていたようだ。

地方官庁による獵期の伸縮規定は、明治25年狩獵規則、明治28年の狩獵法と引き継がれ、明治34年の狩獵法改正で削除されるまで残った。明治34年法改正では獵期を伸ばすことが認められなくなったことだけでなく、網や鳥籠等を用いる鳥獵にも獵期規制が広がったため、チドリなど獵期外に飛来する夏鳥の狩獵を特定地方で認めようという改正法案が提出されたり<sup>(50)</sup>、法定の10月15日の開獵では「岩燕ヲ捕獲スル時機ヲ失ヒマシテ唯一ノ収入ノ道ガ絶ヘ非常ニ困難ヲ致ス」ため、獵期を繰り上げてほしいといったような請願が出されたりした<sup>(51)</sup>。しかし、地方政府による獵期延長が再び認められるのは、第2章で述べたように、平成11法改正（イノシ

---

22日大阪府甲第74号（『大阪府農商工法規・乙編』1891）、明治16年10月2日石川県甲88番布達（『石川県警察規則・下巻』1891）、明治20年4月5日愛知県令第46号（『愛知縣勸業雜誌・第14號』1888）、宮城県、三重県、福島県が10月15日から5月31日まで（明治16年8月20日宮城県甲第72号（『現行宮城県布達類纂・第2編』1889）、明治18年5月28日三重県甲第52号（『三重県警察要編・中』1888）、明治22年10月5日福島県甲114号（『福島県警察令類纂』1890）。なお、東京府は伸縮していないようである（明治15年10月10日東京府告第17号『東京警視本署布達全書・明治15年』など）。

(48) 明治6年4月29日山梨県権令達（職獵遊獵願書ほか）（著者蔵）。明治8年8月2日長野県布達乙第126号銃獵願心得（城殿賢編『長野県布達月報明治8年17年7月部』明治17年11頁）。

(49) 明治15年7月22日大阪府甲第74号（『大阪府農商工法規・乙編』1891）。

(50) 第16回帝国議会議事速記録第23号497-498頁（明治35年3月4日）。衆議院では採択されたが、貴族院で鳥獸保護上の理由で否決された（第16回帝国議会議事速記録第23号410-411頁（明治35年3月7日））。

(51) 第16回帝国議会議事速記録委員会會議録（筆記）第9回第2類第1号45頁（明治35年3月7日）。

シ、シカ等の第2種特定鳥獣に限る。)まで待たなければならない。ただし、帝国議会は岩燕の請願を「地方官庁ニ於テ一箇月以内ノ範圍ニ於テ伸縮スルコトヲ得ルコトニナツテ居ル」という誤解に基づいて不採択としていることから、法改正の不徹底を疑う余地はある。

一方で、地方官庁による猟期の短縮については、昭和25年5月の狩猟法改正で従来から権限を有する大臣と並んで、都道府県知事にも「狩猟鳥獣ノ保護蕃殖ノ為必要ト認メルトキハ・・・期間ヲ・・・制限スルコト」、即ち猟期を短縮することが認められるようになった<sup>(52)</sup>。

しかし、鳥獣被害を防除するための捕獲は、一般の狩猟とは別の枠で許可される仕組みがある。本稿冒頭で紹介した春熊猟も、有害鳥獣捕獲で行われているのだが、そのような制度を利用すれば、猟期の規制に服す必要はなくなる。実際、有害鳥獣の駆除は、庶民の狩猟が厳しく統制されていたとされる江戸時代以前から行われていたことである。銃猟に関しては、江戸期には大別して「猟師鉄砲」と「威し筒」があり、前者は捕獲を伴い、猟師とされた者が行うものであるのに対して、後者は原則として空砲であり、より広く農民に許可が出されたようである<sup>(53)</sup>。そして、当然ながら空砲による威嚇効果は持続せず、特例として実射を認め<sup>(54)</sup>、明治初期には空砲と並んで「玉入威銃御免許願」なるものまでが市販の書式例集に掲載されている<sup>(55)</sup>。

明治以降も、明治6年の鳥獣猟規則第2条後段で「有害ノ鳥獣ヲ威シ或ハ殺スコトハ地方官ノ便宜ニヨリ臨時ノ免許ヲ與フヘシ」とされ、明治25年狩猟規則第26条や明治28年狩猟法第19条で有害鳥獣を駆除するための捕獲を「地方長官ハ特ニ其ノ許可ヲ與ルコトヲ得」とされ、現在の鳥獣法第9条が定める鳥獣の「管理の目的」による捕獲の許可にまで引き継がれて

(52) 現行の鳥獣法第12条第2項。

(53) 前掲塚本(1983)21-23頁など参照。

(54) 山口洋美『熊問題を考える』138頁(山と溪谷社, 2017)。前掲塚本(1983)23頁。

(55) 二宮焔『公文書例』29-30頁(中野ミツ, 1881)。

いる。

これらの規定に従い、「臨時免許」、「除害猟」、「臨時銃猟」、「威銃」、「有害鳥獣駆除」、「有害鳥獣捕獲」、そして「管理捕獲」などの名称による許可捕獲がされてきたわけだが、いずれも猟期外でも捕獲が実施できる。さらに許可捕獲に関して注目すべきことは、登録狩猟は住居地を問わず、狩猟税の支払いを伴う一定の手続きを経れば、狩猟免許を有する者であれば誰でも行えるのに対して、許可捕獲は地域の狩猟者に許可が限定されているのが慣例だという点である。したがって、平成11年法改正以降のように、鹿、猪のような有害獣の猟期が延長になるということは、有害捕獲に従事する地元の狩猟者にとっては、猟場を独占できる期間が短縮されるため、あまりメリットのない話なのである。

最後に、辺鄙な山村においては法令が遵守されない傾向があったことも指摘しなければならない。例えば田口洋美が越後三面で作成した「生業時計」をみても<sup>(56)</sup>、猟期外に種々の狩猟活動が行われている。富山県呉東地域の山村における筆者の聴き取りでも、古老から猟期外にも銃猟があったと聞く<sup>(57)</sup>。有害駆除の許可などを取っていた可能性もあり、今となっては検証困難だが、銃器の扱いを含めて現在と比較すると法令順守が徹底していなかった面は否めない。そもそも人民と無関係なところで規則が知らぬ間に作られていたことにも問題がある。民俗調査などの際には、法令知識による余計な先入観を持たないようにしなければならない。

## 第5章 英独米における猟期

第2章でわが国の猟期制度への批判を紹介し、第3章では日本の猟期制度が欧米人とも関わりが深いことを知った。ここで比較検討の材料として

(56) 田口洋美『新編越後三面山人記—マタギの自然観に習う』341-345頁（山と溪谷社、2016）。

(57) 2013年2月5日富山県中新川郡立山町。話者は80歳代。

欧米における猟期の概要を俯瞰する。紙幅の都合上、中央集権的な狩猟法制が早い時期から整えられた英国を中心とし、あわせて狩猟権と猟区制度を整備し、明治日本でも参考にされたドイツと、戦後日本にも影響を与えた米国にも言及する。なお、欧州における猟期の規制は捕獲行為だけではなく、密猟取り締まりのために野生鳥獣の肉の流通規制も伴った点が我が国と異なる一つの特徴で、野生鳥獣肉の猟期外の流通を禁止し、業者の規制を行ってきたが、冷凍技術の発達により、適法に捕獲された鳥獣であれば、通年の販売も許される傾向にあることを指摘するに止めて<sup>(58)</sup>、議論を割愛する。

### (1) 英国における猟期の特徴とその歴史

現在の英国即わち連合王国における猟期は、三つの法域ごとに定められている<sup>(59)</sup>。イングランド及びウエールズについて猟期を定める現行法令は、Game Act 1831 (1831年狩猟法、キジ目とヤブノウサギ)<sup>(60)</sup>、Wildlife and Countryside Act 1981 (野生動物・田園地帯法、鴨類など)<sup>(61)</sup>、Deer Act 1991 (鹿法)<sup>(62)</sup>と対象の鳥獣により異なっているうえに、長い年月の間に個別に公布された法律の蓄積でわかりにくく、かつ、法律で猟期が規定されているため<sup>(63)</sup>、柔軟な変更が困難な点が批判されている<sup>(64)</sup>。実際、1世紀以上変更されていないものが多い。

英国において現在狩猟可能な鳥獣は、①キジや鴨などの鳥類 (game bird

(58) 英国では、2007年 (Game Act, 1831, Deer Act, 1991) と2011年 (Wildlife and Countryside Act, 1981) の法改正で猟期外の売買規制は撤廃された。

(59) イングランド及びウエールズ、スコットランド、北アイルランドの三つ。本稿ではイングランド及びウエールズを主に論ずる。

(60) Game Act, 1831, 1 & 2 Will. 4, c. 32.

(61) Wildlife and Countryside Act, 1981, c. 69. 以下「WCA」。

(62) Deer Act, 1991, c. 54.

(63) E.g., WCA, art 2 (4).

(64) LAW COMMISSION, WILDLIFE LAW VOL. 1: REPORT (LAW COM NO. 362), 109 (The Stationary Office 2014).

and waterfowl), ②鹿 (deer), ③ ground game とされるヤブノウサギ (hare) とアナウサギ (rabbit), ④そしてキツネ, ノネコ (野生化したイネコ) やトウブハイイロリスなどの保護されていない有害鳥獣 (pest, vermin) に分かれる。なお, イギリス英語で hunting とは, 狭義では犬に獲物を追わせて, 騎乗した狩人が後を追う伝統的なキツネ狩りを指すが, Hunting Act 2004<sup>(65)</sup>により哺乳類を犬によって咬みつかせることのみによって捕獲する猟法が原則として禁止となった現在, 英国における狩猟活動の基本は銃猟 (shooting, 鹿に関しては deer stalking) である。罨猟は動物愛護上の理由から制限され<sup>(66)</sup>, ウサギ類やキツネ, カラス類などの有害鳥獣の捕獲に用いられている。

現在の主な狩猟鳥獣別の猟期は表 2 のとおりである。鳥に関しては, ガン・カモ類以外は種ごと, 鹿類に関しては, 種及び雌雄ごとに, 概ね秋から春の間に猟期が設定されている。鳥や鹿は紳士の猟と対象として厚く保護されてきた一方で, キツネ, カワウソやアナグマなどの有害鳥獣の駆除はコモンローで認められ<sup>(67)</sup>, かつ, 奨励されていた行為であり<sup>(68)</sup>, 現在でもキツネは基本的に法的保護の対象外で, 禁猟期も設けられていない。ウサギ類 (ground game) も害性が強く, 小作人の抗議を受けて議会は, 土地占有者にも捕獲する権利を認め, 周年可猟としたが (Ground Game Act 1880<sup>(69)</sup>), 荒蕪地や囲い込みがされていない土地 (moorland and unclosed land) にだけ, 狩猟期間 (12月11日から3月31日) を設けた (同法第1条第3項)。耕作地と荒蕪地の差もあるだろうが, ウサギ類が, 動物を繁殖させるために囲い込まれた私有地 (warren) において管理されてきた

(65) Hunting Act, 2004, c. 37.

(66) E.g., Deer Act 1991, art4 (1) (b), WCA, art 5 (1).

(67) P. B. MUNSCH, GENTLEMEN AND POACHERS: THE ENGLISH GAME LAWS 1671 - 1831, 39 (1981). RICHARD BURN, THE JUSTICE OF THE PEACE AND PARISH OFFICER II, 783 (30th ed., London, H. Sweet et al., 1869).

(68) 有害鳥獣捕獲への報奨金について, BURN, *id.*, 806-807. Act for the Preservation of Graine 1566, 8 Eliz. 1 c. 15.

(69) Ground Game Act of 1880, 43 & 44 Vict. c. 47.

という歴史性も影響しているのだろう。

猟期を含めて、狩猟規制は歴史的には鳥を中心に発展してきた。議会制定法 (Act of the Parliament) を見ると、ヘンリー 8 世治世の1523年に積雪時におけるヤブノウサギ (hare) の禁猟と<sup>(70)</sup>、1533年に鴨類 (wild fowl) の禁猟期 (5月末日から8月末日)<sup>(71)</sup>が定められたのが嚆矢だが<sup>(72)</sup>、ジェームス 1 世の治世1609年にキジ (pheasant) や (ヨーロッパヤマウズラ (partridge) に禁猟期 (7月1日から8月31日)<sup>(73)</sup>が定められてから禁猟期による保護手法が浸透し、1762年の法律 (Game Act, 1762)<sup>(74)</sup>で陸棲の猟鳥 (game) の禁猟期は、現在に近い形に整備された——キジ2月1日から10月1日、ヨーロッパヤマウズラ2月12日から9月1日、クロライチョウ (heath fowl 通称 black game) 1月1日から8月20日、カラフトライチョウ (grouse 通称 red game) 12月1日から7月25日——。そして、1773年にクロライチョウ、カラフトライチョウ、ノガン (bustard)<sup>(75)</sup>、1796年にヨーロッパヤマウズラの猟期が改正され<sup>(76)</sup>、現在に至っている (Game Act, 1831で確認されている)。

このように猟鳥に関する禁猟期は整備されてきたが、鹿に関して1963年

(70) 14 & 15 Hen. 8 c. 10.

(71) 25 Hen. 8 c. 11. イギリス帝国におけるユリウス暦 (O. S.) からグレゴリオ暦 (N. S.) への改暦は1752年9月2日 (O. S.) →14日 (N. S.)。本稿における改暦前の日付はユリウス暦であり、グレゴリオ暦とは1700年2月18日 (O. S.) までは10日、1700年2月19日 (O. S.) から改暦までは11日遅れる。

(72) ただし、スコットランド議会はイングランドよりも早く、1427年に主な猟鳥の禁猟期を四旬節から8月と規定し (Act 1427, c. 108 (Scot.)), 1555年にはヨーロッパヤマウズラの禁猟期をミカエル祭 (9月下旬) までと改めている (Act 1555, c. 51 (Scot.)) (ALEXANDER FORBES IRVINE, TREATISE ON THE GAME LAWS OF SCOTLAND WITH APPENDIX CONTAINING THE PRINCIPAL STATUTES AND FORMS (3rd ed., Edinburgh, T. & T. Clark 1883))。

(73) 7 Jas. 1. C. 11.

(74) 2 Geo. 3 c. 19.

(75) 13 Geo. 3 c. 55.

(76) 39 Geo. 3 c. 34.

まで設定されず<sup>(77)</sup>、現在に至るまでアナウサギの禁猟期は設定されていないことは興味深い。この点について、近世英国の狩猟法が保護対象とする狩猟鳥獣 (game) は陸棲の猟鳥とノウサギで、その理由は囲い込みにあるとする Munsche の指摘が示唆的である<sup>(78)</sup>。すなわち、鹿は park, アナウサギは warren と称するような柵で囲い込まれた私有地に棲息するようになり、いわば放飼された私有財産の性質を獲得したために、無主の野生動物を対象とする狩猟法令 (game law) の対象から外れていったというのである。鴨にも似た状況があった。鴨には禁猟期設定による保護規制があっても、duck decoy という私有の鴨場が増え (公衆の狩猟から守られるようになり)、規制の執行は稀になっていったというのである。

このほか、日曜日と降誕祭 (12月25日) の禁猟も長い歴史を持った規制である<sup>(79)</sup>。

英国の猟期の特徴としては次の5点があげられる——(イ) 猟期が比較的長い、(ロ) 種ごと (鹿では雌雄別も) に猟期が設定されている、(ハ) 有害性の強い鳥獣は一年中捕獲可能としている、(ニ) 法律で定められ、柔軟性に欠く、(ホ) 長い歴史を有し、囲い込みなどの土地私有化の影響もみられる——。

## (2) ドイツの猟期の特徴

上記に述べた英国における猟期の特徴は、欧州大陸のドイツにもおおそ当てはまる。しかし、ドイツにおける猟期は連邦狩猟法<sup>(80)</sup>により、食糧農業大臣が制定し (猟期命令)、各州が必要に応じて短縮し、または必

(77) Deer Act 1964, c. 36, art. 1. British Deer Society, History <<https://www.bds.org.uk/index.php/about-the-society/history>> (2019年11月1日閲覧)。

(78) MUNSCHÉ (1981) 3-6.

(79) Game Act 第3条は、日曜と降誕祭の日における game (キジ目の猟鳥とヤブノウサギ) の狩猟を禁止。他の猟鳥についても特定の地域では同様に禁止 (WCA 第2条参照)。

(80) Bundesjagdgesetz (BJagdG)。

要な調整をすることができることとされ（第22条第1項）、英国よりも柔軟である。大臣が定めた猟期命令<sup>(81)</sup>は表3のとおりで、我が国と比較すると猟期は冬季を中心としている点では同じだが、期間が長く、対象種、性別、年齢で細かく分けられている。特に鹿類で分類は詳細である。イノシシ、アナウサギ、キツネなどの害性の強い狩猟鳥獣は周年可猟である。子育て中の狩猟鳥獣は、猟期内であっても、親離れや巣立ちが済むまで捕獲が禁止されており<sup>(82)</sup>、周年可猟なイノシシなどや、猟期でも繁殖するハト類には注意が必要だ。興味深い事象として、猟期、即ち捕獲可能な開猟期のない狩猟鳥獣の存在である。ワシタカ類、アザラシ、アイベックス（野生絶滅後再導入）などがこれに該当するが、これらの種は生息状況が狩猟に耐えるほど良好ではないからである。それならば狩猟鳥獣から外すべきだとも言えるが、ドイツにおける狩猟鳥獣の区分は、歴史文化的な背景を有した法定事項であり、容易に変更されるべきものではなく、猟期の閉鎖で保護の目的を達しようというのである。

ドイツの猟区（Revier）制度を取っており、特定の地域に土地所有権に基づいた特定の狩猟権者または狩猟権を賃借した狩猟者が排他的に狩猟を行う権利を有している。一方で、猟区には狩猟計画（Abschussplan）によって一定数のシカ類を捕獲することが義務付けられており、狩猟権を実行する狩猟者は、猟期内にこれを達成しなければならない点が特徴的である。アルプス地方では、猟期が閉じた後にヘゲショー（Hageschau）という狩猟者の集会在催され、狩猟者たちが狩猟計画達成の証しとして、当該猟期内に収穫した鹿のトロフィー（Jagdtrophäe 枝角）を展示する<sup>(83)</sup>。

(81) Verordnung über die Jagdzeiten (JagdzeitV 1977).

(82) BJagdG § 22 Abs. 4.

(83) 高橋満彦・Markus Schaller・Max Keller「ドイツ・バイエルン州における狩猟と森林管理——オーバーアマガウ管林署管内の事例から」北方林業61(6) 125-128 (2009)。トロフィーの使いまわしも噂されていることや、雌鹿には角がないことから、科学的な証明方法とは言えないが、紳士たる狩猟者への心理的効果は強いようだ。

現在では鹿の増加と狩猟者の高齢化などの要因で、狩猟計画に定められた捕獲頭数の達成が困難となっている猟区が多発しており、猟期の規制は不要にも思える。実際、生息域の拡大と被害の拡大が問題視されているイノシシは規制緩和により周年可猟となった。しかし、ドイツの森林では一般市民のリクリエーション目的等による入林は権利として認められており、ハイキングなどの野外リクリエーションは盛んである。土地所有者や狩猟権者は公衆の入林を阻めず、狩猟事故も発生しているので、伝統的に禁猟期として認知されてきた夏季に銃猟を広く解禁するには課題が多いだろう。

### (3) 米国の猟期の特徴

米国の猟期規制は英独と比べても格段に細かい。各州で狩猟法規が異なるのはもちろん、州内でも地理的には区域に分け、対象種も性別等も含めて細かく分けられる。さらに猟具、猟法によっても猟期が異なるのである。多くの場合は、弓や前装銃の猟期が通常の猟銃より長めに設定されている<sup>(84)</sup>。その趣旨は、より狩猟資源への負荷の少ない猟法を優遇し、奨励することにある。多様な狩猟がリクリエーションとして発達している米国らしいことである。

これらの複雑な猟期の設定は、年毎に、専門家による鳥獣の生息調査や統計分析をもとに野生動物を管理する州の専門機関（通常は独立委員会たる wildlife commission）が決定し、年度ごとに狩猟ライセンス購入者に配布する冊子やインターネットで他の規制とともに周知される<sup>(85)</sup>。生態学的

(84) 銃には弾の発射に火薬を用いる装薬銃と空気圧を用いる空気銃があり、装薬銃には銃砲身の尾部から弾薬を装填する後装式と、筒先から弾薬を詰める前装式がある。前装式は連射も困難で狩猟効率が劣るため、後装式が一般的。日本では前装銃は猟銃としての所持は許可されない。弓矢による狩猟は日本や英国では認められていないが、近年の洋弓の改良は目覚ましく、狩猟実績も上がっているので使用を検討すべきだと筆者は考えている。

(85) 各州の野生動物当局のホームページに掲載されるほか、複数の州の規制を掲載（リンク）するサイトとして、<<http://www.eregulations.com/>>（2019年

な知見が重視されており、毎年猟期は変動し、かつ、猟期中であっても捕獲数が規定数を上回ったり、生息状況が大幅に変化したりすることが認められれば、閉猟が宣言されることもある。戦後日本では、米国の鳥獣管理制度を参考にすることが増え、昭和25年には都道府県知事も地域限定で狩猟を制限できる規定が設けられているが<sup>(86)</sup>、期間について活用される実績は乏しく、米国の猟期設定のようなダイナミックさは獲得できていないといわざるを得ない。

猟期の決定には科学性が重視される一方で、狩猟は季節の風物詩ともなっている大衆スポーツであるため、市民や銃業界などからの社会的要請も無視できず、猟期の決定に当たる州の委員会では公衆の意見陳述なども活発に行われている。また、憲法で政教分離を定めるアメリカ合衆国では、英国から移入された安息日遵守を促す法令 (blue law) は衰退したが、東海岸の11州で日曜日禁猟の法令が残存している点は興味深い<sup>(87)</sup>。

ところで、米国は特に土地に関する権利意識が強い国だが、私有地内における狩猟も猟期を含めて狩猟規制に服することは判例で確立している<sup>(88)</sup>。そのような当然な事項が裁判沙汰になるところが米国らしいといえよう。ただし、インディアン部族の構成員が州の狩猟規制に服するか否かについては、複雑な法律問題が存在する。

---

11月1日閲覧)。

(86) 現行の鳥獣法第12条第2項以下。

(87) National Shooting Sports Foundation, *The Economic Impact on Sunday Hunting* (2011), <[http://sundayhunting.org/SundayHunting/PDF/SundayHunting\\_EconomicImpact.pdf](http://sundayhunting.org/SundayHunting/PDF/SundayHunting_EconomicImpact.pdf)> (2019年11月1日閲覧)

(88) *Cawsey v. Brickey*, 82 Wash. 653, 144 P. 938 (Wash. 1914). *State v. Herwig*, 117 N. W. 2d 335, 2337 (Wis. 1962) (「私有地上であっても狩猟は権利 (rights) ではなく、恩恵的利益 (privilege) であることは確立した法理」). 連邦控訴審の判例としては、*Clajon Production Corp. v. Petra*, 70 F. 3d 1566 (10th Cir. 1995).

## 第 6 章 夜間銃猟の問題（一日の中での猟期）

前章までは一年の中において日単位で設定された猟期について議論してきた。しかし、それに勝るとも劣らない実務上の問題として、一日の中における時間単位での規制がある。具体的に言えば夜間銃猟の問題である。

鳥獣法第38条は日の出前及び日没後の銃猟を絶対的に禁止しており、平成26年の改正まで許可を与えることも予定していなかった。銃砲刀剣類所持取締法は鳥獣法で認められている狩猟や駆除に限って猟銃の発砲を認めているので、夜間発砲は同法についても重大な違反行為だ。夜間の発砲は矢先の確認ができず危険であることは明らかで、諸外国でも規制されているが、夜間の狩猟が禁止されるのは安全の問題だけではなく、夜陰に乗じて暗躍する密猟者を排除する取締り上の理由もある。例えば、英国では夜間の密猟は狩猟が地主特権階級に限定されていた1854年以前には特に深刻な問題で、夜間密猟防止法（Night Poaching Act）を制定し<sup>(89)</sup>、厳罰をもって威嚇したものの効果は少なく、猟場管理人との銃撃戦も珍しくなかった<sup>(90)</sup>。

また、夜間銃猟の禁止は資源保全の効果もあると考えられる。獣類の多くは夜間に活動が活発になることと、灯火に幻惑されて獣が動かなくなることや、獣の目が光るために捕獲効率が上がるといった状況があるためである。ちなみに、夜間に火光や照明を用いた漁撈も捕獲効率が格段に良いことが知られ、資源管理上の理由から遊漁では禁止されることが多い<sup>(91)</sup>。

(89) Night Poaching Act of 1828, 9 Geo. 6 c. 69.

(90) MUNSCHÉ (1981).

(91) 水産庁「都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法（海面のみ）」[http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y\\_kisei/kisoku/todo\\_huken/attach/pdf/index-4.pdf](http://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/kisoku/todo_huken/attach/pdf/index-4.pdf) (2019年7月31日更新)。

Steven J. Cook et al., *Fishing in the Dark: The Science and Management of*

しかし、我が国では増えすぎた動物、特に鹿の効率的捕獲、あるいは夜間に市街地等に出没した熊などへの対応のために夜間銃猟の部分的解禁を要望する声が上がリ、平成26年の鳥獣法改正において指定鳥獣捕獲等事業の中で夜間発砲を認める道を開いた。しかし、指定鳥獣はニホンジカとイノシシだけであり、また計画的な捕獲が前提とされているので、突発的な熊の夜間出没などには対応できていない<sup>(92)</sup>。

諸外国に目を転じると、現代の英国では鹿や鳥類の夜間銃猟は禁止されているが、ウサギ類やキツネの夜間銃猟は、暗視スコープや照明の使用に関する制限等はあるものの容認されている<sup>(93)</sup>。ドイツでは一般的に夜間銃猟は禁じられているが、イノシシなどには認められている<sup>(94)</sup>。米国の各州における規制は一律ではないが、一般的に狩猟鳥獣の夜間銃猟は禁止されている。しかし、コヨーテやアライグマなどの有害獣の夜間銃猟は容認されることが多い（照明や暗視スコープの使用に制限のあることが多い）。

さらに欧米では銃猟を制限する「夜間」も日本より広く定義され、英国では日没後1時間から日の出前1時間まで<sup>(95)</sup>、ドイツでは日没後90分後から、日の出90分前までの間と定められている<sup>(96)</sup>。米国では日の出前30分から日没まで、あるいは日没後30分程度までは銃猟可能とされることが多く、各地域別の時間一覧が狩猟者に配布されるのが通例である。

欧米における夜間銃猟の特徴としては、まず害性が強く駆除を必要とする獣に夜間銃猟を容認する傾向にある。次に、米国と比べて欧州の方が夜間銃猟の許容度が高い傾向にあるり、土地所有権と結びついた排他的な狩

---

*Recreational Fisheries at Night*, 93 BULL. OF MARINE SCI. 519 (2017).

(92) 高橋満彦「狩猟の諸要素を踏まえた2014年鳥獣法改正の法的分析」野生生物と社会 3 (1), 13-21, 2015.

(93) WCA, Schedule 7 (地権者等の承諾のもとにウサギ類の夜間銃猟の容認), 同第5条第1項 (C) 夜間銃猟時の照明と暗視スコープの使用禁止。

(94) BJagdG § 19 Abs. 1. Statz. 4.

(95) Night Poaching Act 第12条, Game Act 第34条, Deer Act 第3条など

(96) BJagdG § 19 Abs. 1. Statz. 4.

猟権を認める地主狩猟主義の存在が関係している可能性が示唆される<sup>(97)</sup>。その点、不特定の狩猟者が入り会って入猟することがある日本の猟場（乱場）では欧米なみの規制緩和はできないだろう。日本の狩猟者は夜間銃猟の危険性を十分に承知しており、規制緩和の要求はむしろ明け方と黄昏の薄明時に絞られる傾向にある。薄明には日常活動をするには十分な明るさはあることと、冬季を中心とする猟期は日が短いことから、検討の価値がある提案だと思う。しかし、環境省は薄明時の射撃実験を行った結果として、十分な安全性の確保が証明できず、「夜間の定義から薄明薄暮時間帯を除くとする意見もあるが、否定的に成らざる得ない」と結論付けて、指定鳥獣捕獲等事業以外に夜間銃猟を認めない方針である<sup>(98)</sup>。

## 第7章 総括——猟期の決定要因と今後の在り方

鳥獣法は狩猟期間の決定に際しての考慮事項を記していないが、本稿の考究から以下の事項が日本における猟期決定の主因であることが示唆される——①鳥獣の保護、②農作物を守るなどの鳥獣の管理、③農業者や公衆の野外における安全の確保、④肉や毛皮などの資源的価値が高い時季、⑤狩猟活動自体がしやすい時季——。これらのことは、第2章で述べた現行猟期の問題点の裏返しでもある。

漁期の設定であれば、資源保護と資源的価値の高い時季の比較衡量が主であり、加えて遊漁者の趣向や一定の文化的要素を加味すれば足りるであろうが、猟期の決定は、保護と管理のように時として相反する複雑な目的

(97) 筆者のバイエルン州における実猟の参与観察（前掲高橋ほか2009）でも、暗くなるまでは獲物を待つという状況だったが、ハイシート（小屋上の小高い猟座）の上から餌付け場に来る鹿を撃つというドイツでは典型的な座り待ち猟であるため、不特定の場所から比較的浅い角度での射撃の多い日本の猟に比べて、誤射や流れ弾のリスクは少ないと見受けた。

(98) 環境省『平成28年度銃猟における薄明の時間帯の安全性に関する基礎調査業務報告書』25-26頁（環境省、2017）。

に対応しなければならない。しかもそれらの目的の重みづけは時代とともに変化もする。我が国の猟期の設定は、鳥獣保護や狩猟安全を重視した謙抑的なものであったといえよう。わかりやすく言えば、短くかつ単純なのである。他方欧米の猟期は長くかつ複雑だ。

現行の猟期制度への改善として、第一点は現在のように全狩猟鳥獣を一律に考えるのではなく、個別の鳥獣種ごとに猟期を調整することを積極的に容認することを前提とすべきである。はやくも昭和37年の鳥獣審議会答申に示されているように<sup>(99)</sup>、科学的な管理を目指すためには、猟期設定はより精緻であることが望ましい。

第二点は、鳥獣害への対応として、鳥獣種によっては猟期をより長くとることを検討すべきである。現行の鳥獣法でも最長10月15日から4月15日まで猟期設定は可能なのでその点を活用すべきであり、さらに法改正が必要だが、種や地域によってはこれを超えた期間にも設定を可能にすることを検討すべきである。捕獲の現場の実態は、有害鳥獣捕獲などの許可捕獲が登録狩猟による捕獲を上回り、通年捕獲が常態化し、猟期の縛りが緩んでいる状況である。

第三点として、特定管理鳥獣等の猟期を延長する際には、現在のように狩猟登録者全員に平等に解放されるのではなく、駆除などの管理的捕獲に携わる地域の狩猟者など、一定の者に限定して開放する方策を検討すべきである。なぜならば、一般狩猟者に開放した猟期を長期に設定することには安全上の懸念はある。また、鳥獣種ごとに猟期が異なると密猟取締りが困難などの懸念もある<sup>(100)</sup>。ドイツの猟区制度に代表されるような、地主や狩猟権者など特定の狩猟者による猟場の占有と管理が期待される欧州や、山林を含めて私有地への第三者の立ち入りが制限される米国に比べて、縄張りのようなものはあるものの不特定の狩猟者が入り会って入猟することが多く、かつ、公衆の山林利用が比較的自由的な日本では、狩猟管理

(99) 鳥獣審議会答申（昭和37年6月26日）第二4。

(100) この点は、前掲の昭和37年鳥獣審議会答申でも指摘されている。

や安全管理上難しい点があることに注意しなければならないからである。

有害捕獲の通年化が定着している地域では、猟期延長への社会的懸念は強くないかもしれないが、有害捕獲の従事者が地域の狩猟者に限定されているのに対し、猟期の登録狩猟は、土地勘がない地域外の一般狩猟者にも開かれている点は見逃せない。我が国の狩猟制度は建前としては狩猟自由主義をとっているが、純粋な遊猟に開放する猟期と許可捕獲の中間に、管理的な意味合いの強い公益的な狩猟に限定される猟期を設けるのが現実的だろう。本稿冒頭に紹介した春熊猟などは、そのようなスキームに比較的円滑に移行できると考えられる。このような提案に対しては、登録狩猟と許可捕獲との区別がつかなくなることや、制度が複雑になるという懸念もあるだろう。しかし、現実に行っている特定鳥獣管理計画の達成等に有効な手段として、許可捕獲と一般猟期の中間的なものを設定しようというのである。

本稿を通じて示したように、猟期の設定は鳥獣の保全のために重要な手法であるとともに、鳥獣管理等の多様な目的も背負っている。猟期の設定原理を詳しく考察した論考は海外にも例はないが、現代日本の野生鳥獣を巡る複雑な状況を改善するためには、猟期についても真摯な研究が必要であり、本稿が議論の端緒となれば幸いである。

〔謝辞〕本稿は、JSPS 科研費 JP17K03503「猟漁五部作—狩猟・漁撈の諸要素に着目した野生動物法の各論構築」、JP18H00793「農地の法的社会的管理システムの比較研究」、JP26285026「持続可能社会における所有権概念—農地所有権を中心として」等の助成研究の成果です。



表 1 日本における猟期の変遷

年		9月下	10月	11月	12月	翌1月	2月	3月	
自然生態									
社会生態									
1873 M6	銃猟			11/1					
	銃猟以外								
1876 M8	銃猟	9/15						3/15	
	銃猟以外								
1877 M10	銃猟			10/15					
	銃猟以外								
1892 M25	銃猟								
	銃猟以外							保護	
1895 M28	銃猟								
	銃猟以外							保護期間：雉3/16-10/14, 牝	
1901 M34	銃、網、もち	9/15		10/15					
	罾猟							保護	
1908 M41	銃、網、もち	9/15		10/15					
	罾猟							保護期間：雉3/1-10/31, 鶯,	

	4月	5月	6月	7月	8月	9月上	改正日, 施行日
	← 鳥類繁殖期, シカ出産期 →						
	← 農作業 →						
	← 山菜 →						
3/31	布告当初12月1日開猟としたが, 改正し11月1日で実施						M6.1.20鳥獣規則 布告, M6.3.20布告 改正
							M7.11/10布告改正
4/15							M10.1/23布告改正
	期間: 雉, ウズラ, ガンカモ, 鳩, 鹿, カモシカ, 兎等3/15-10/14						M25.10/5狩猟規則 制定10/15施行
	鹿10/1-7/15, 牡鹿10/1-11/30, 雷鳥, 鳩等4/16-8/14						M28.3/20狩猟法, M28.3/27狩猟法施 行細則制定
4/15	期間: 雉3/1-10/31, 雷鳥, ウズラ, 鳩等4/16-10/14 (9/14)						M34.6/26狩猟法施 行規則改正7/1施行
4/15	ガンカモ, シギ, 鶺鴒, 鳩等4/16-10/14 (9/14)						M41.9/24施設改正 10/1施行

年	9月下	10月		11月		12月		翌1月		2月		3月
1879 T8	大正7年狩猟法改正（8年9/1施行）以降、罾猟も狩猟免許が必要になるとともに、銃猟と同じ猟											
	9/15					雌11/1-2末、毛皮獣、カモシカ、鹿12/1-2末						
1925 T14	9/15					雌11/1-2末、毛皮獣及び牡じか12/1-2末（牝ジカは非狩猟鳥						
1947 S22	昭和22年以降、法の定める狩猟期間は10/15（9/15）から4/15のままだが、保護のため施行規											
		10/1		11/1	毛皮獣及び牡じか12/1-2末						2末	
1948 S23		10/1		11/1				1/31		2末		
1949 S24		10/1						1/31				
1950 S25		10/1						1/31				
1952 S27		10/1						1/31				
1954 S29		10/1						1/31				3/15
1955 S30		10/1							2/15			3/15
1963 S38		10/1										
1975 S50		10/1		11/15				1/31				
1988 S63		10/1						1/31		毛皮獣・オス		
1999 H10		10/1		北東北3県の鴨猟11/1-1/31				1/31				
2001 H12	特定鳥獣は10/15（9/15）-4/15の範囲内で知事が猟期延長可能に											
		10/1				北東北3県の鴨猟11/1-1/31				1/31		

凡例 法令の改正日ではなく、施行日を基準に作成。

9月15日から始まる狩猟免許年度で作成し、灰色は始猟日から終猟日を示す。

斜字は北海道が本州以南と異なる場合の日付。

特定種についての捕獲期間の短縮（明治期では捕獲を禁じる保護期間）を欄内に記載した。

「雌」、「きじ」、「キジ」にはヤマドリを含む。「毛皮獣」とは、リス、ムササビ、タヌキ、キツネ、

「北東北3県」は、青森、秋田、山形

典拠資料：官報、国立国会図書館デジタルコレクション。なお、林野庁編『狩猟法規関係の沿革』（昭和35

4月	5月	6月	7月	8月	9月上	改正日, 施行日
期に。狩猟鳥獣以外は捕獲禁止に。						
						T8.8/15施規改正9/1施行
獣に)						T14.10/13施規改正10/15施行
則で短縮						
						S22.9/9施規改正・施行, S23.1/27施規改正・施行 (S22改正では1/31終猟)
きじ	11/1-12/31	毛皮獣及び牡じか	12/1-2末			S23.9/22施規改正・施行
きじ	11/1-12/31	毛皮獣及び牡じか	12/1-2末			S24.10/1施規改正・施行
キジ	11/15-1/15	毛皮獣及びオスジカ	12/15-2末 (12/1-1/31)			S25.9/30施規改正・施行
キジ	11/1-1/15	毛皮獣及びオスジカ	12/15-2末 (11/15-1/31)			S27.9/30施規改正・施行
キジ	11/1-1/15	毛皮獣及びオスジカ	12/15-2末 (11/15-1/31)			S29.2/27施規改正・施行
キジ	11/1-1/15	毛皮獣及びオスジカ	12/15-2末 (11/15-1/31)			S30.1/31施規改正・施行
		毛皮獣及びオスジカ	12/1-2/15 (11/15-1/31)			S38.6/14施規改正・施行
		毛皮獣及びオスジカ	12/1-1/31 (11/15-1/15)			S50.7/5施規改正・7/10施行
		ジカ	12/1-1/31 (11/15-1/15)	北東北3県の鴨猟	11/1-1/31	S63.9/30告示
						H10.6/22告示 (毛皮獣特例廃止)
						H11.7/16鳥獣保護法, 同施規改正, H12.4/1施行

テン, イタチ, アナグマなどである。「鳩」にはドバトは含まない。

年) 等の二次資料も参考にはなるが, 誤記も多いため典拠はできない。

表 2 連合王国 (英国) の猟期

	鳥獣種	イングランド・						
		開猟	8	9	10	11	12	1
鳥 game bird	キジ Pheasant	10月1日						
	ヨーロッパヤマウズラ Grey Partridge	9月1日						
	アカアシイワシヤコ Red-legged Partridge	9月1日						
	カラフトライチョウ Red Grouse	8月12日	12				10	
	クロライチョウ Black Grouse	8月20日	20				10	
	ライチョウ Ptarmigan	P						
	ガン・カモ類 (内水面) Duck & Goose	9月1日						
	ガン・カモ類 (海面)	9月1日						
	タシギ Common Snipe	8月12日	12					
	コシギ Jack Snipe	P						
	ヤマシギ Woodcock	10月1日						
	ヨーロッパムナグロ Golden Plover	9月1日						
	バン・オオバン Coot/ Moorhen	9月1日						
鹿 deer	アカジカ 牡 Red deer/ stags	8月1日						
	アカジカ 牝 /hinds	11月1日						
	ニホンジカ 牡 Sika deer/ stags	8月1日						
	ニホンジカ 牝 /hinds	11月1日						
	ダマジカ 牡 Fallow deer/ bucks	8月1日						
	ダマジカ 牝 /does	11月1日						
	ノロジカ 牡 Roe deer/ bucks	4月1日						
	ノロジカ 牝 /does	11月1日						
イノシシ Wild boar		1月1日						
ground game	ヤブノウサギ Brown hare	1月1日 (注1)						
	ユキウサギ Mountain hare	n/a						n/a
	アナウサギ Rabbit	1月1日 (注1)						
pest species	キツネ Fox, イエネコ Feral cat, トウブハイイロリス Grey squirrel, ミンク Mink, オコジョ Stoat, イイズナ Weasel (注4), ドブネズミ Brown rat, イエネズミ mice	1月1日						

British Association for Shooting and Conservation, Quarry Species &amp; Shooting Seasons,

<https://basco.org.uk/game-and-gamekeeping/quarry-species-shooting-seasons/> (2019年 6月28日)

注 1 moorland &amp; uninclosed land では 9月 1日 から 3月 31日, かつ, 銃猟の場合は 12月 11日 から。

注 2 moorland &amp; uninclosed land での銃猟は 7月 1日 から 3月 31日。

注 3 単年度で禁猟とされることも多い。

注 4 北アイルランドを除く。

P 捕獲は禁止されている。ただし, ライチョウはスコットランドにしか生息しない。

n/a 禁猟期を定める法令はないが, 生息しない。

ウエールズ							スコットランド			北アイルランド	
2	3	4	5	6	7	閉鎖	開鎖	閉鎖	開鎖	閉鎖	
						2月1日	10月1日	2月1日	10月1日	1月31日	
						2月1日	9月1日	2月1日	9月1日	1月31日	
						2月1日	9月1日	2月1日	9月1日	1月31日	
						12月10日	8月12日	12月10日	8月12日	11月30日	
						12月10日	8月20日	12月10日	P	P	
						P	8月12日	12月10日	P	P	
						1月31日	9月1日	1月31日	9月1日	1月31日	
20						2月20日	9月1日	2月20日	9月1日	1月31日	
						1月31日	8月12日	1月31日	8月12日	1月31日	
						P	P	P	9月1日	1月31日	
						1月31日	9月1日	1月31日	10月1日	1月31日	
						1月31日	9月1日	1月31日	9月1日	1月31日	
						1月31日	9月1日	1月31日	P	P	
						4月30日	7月1日	10月20日	8月1日	4月30日	
						3月31日	10月21日	2月15日	11月1日	3月31日	
						4月30日	7月1日	10月20日	8月1日	4月30日	
						3月31日	10月21日	2月15日	11月1日	3月31日	
						4月30日	8月1日	4月30日	8月1日	4月30日	
						3月31日	10月21日	2月15日	11月1日	3月31日	
						10月31日	4月1日	10月20日	n/a	n/a	
						3月31日	10月21日	3月31日	n/a	n/a	
						12月31日	1月1日	12月31日	1月1日	12月31日	
						12月31日	10月1日	1月31日	8月12日(注3)	1月31日	
						n/a	8月1日	2月末	n/a	n/a	
						12月31日	1月1日(注2)	12月31日	1月1日	12月31日	
						12月31日	1月1日	12月31日	1月1日	12月31日	

閲覧) を参考に法令を確認して作成。

表 3 ドイツ (バイエルン州) における猟期の概要

	鳥獣種	年齢性別	連邦猟期命令 (注1)		バイエルン州の伸縮 (注2)
			開猟	閉猟	
獣 Haarwild	アカジカ Rotwild	幼獣 (当歳) Kälber	8月1日	2月28日	-1/31
		2歳雄 Schmalspießer	6月1日	2月28日	-1/31
		2歳雌 Schmaltiere	6月1日	1月31日	-1/31
		雌雄 Hirsche und Alttiere	8月1日	1月31日	-1/31
	ダマジカ・ニホンジカ Dam- und Sikawild	幼獣 (当歳) Kälber	9月1日	2月28日	-1/31
		2歳雄 Schmalspießer	7月1日	2月28日	-1/31
		2歳雌 Schmaltiere	7月1日	1月31日	-1/31
		雌雄 Hirsche und Alttiere	9月1日	1月31日	-1/31
	ノロジカ Rehwild	幼獣 (当歳) Kitze	9月1日	2月28日	-1/15
		2歳雌 Schmalrehe	5月1日	1月31日	-1/15
		雌 Ricken	9月1日	1月31日	-1/15
		雄 Böcke	5月1日	10月15日	←
	シャモア Gamswild		8月1日	12月15日	←
	ムフロン Muffelwild		8月1日	1月31日	←
	イノシシ Schwarzwild		1月1日	12月31日	←
	ヤブノウサギ Feldhasen		10月1日	1月15日	10/16-12/31
	アナウサギ Wildkaninchen		1月1日	12月31日	(注4)
	キツネ Füchse		1月1日	12月31日	←
	ムナジロテン, マツテン Stein- und Baumarder		10月16日	2月28日	←
	ヨーロッパナガイタチ Iltisse, オコジョ Hermeline, イイズナ Mauswiesel		8月1日	2月28日	←
	ヨーロッパアナグマ Dachse		8月1日	10月31日	←
	アライグマ Waschbär, タスキ Marderhund, ヌートリア Sumpfbiber (注3)				1/1-12/31 (注4)
	ウズラ類 Rebhühner		9月1日	12月15日	-10/15
キジ Fasanen		10月1日	1月15日	-12/31	
シチメンチョウ	雄 Wildtruthähne	3月15日	5月15日	←	
		10月1日	1月15日	←	
	雌 Wildtruthennen	10月1日	1月15日	←	
シラコバト, モリバト Ringel- und Türkentauben		11月1日	2月20日	←	
コプハクチョウ Höckerschwäne		11月1日	2月20日	←	

鳥 Federwild	ハイイログアン Graugänse	8月1日	8月31日	8/1-1/15
		11月1日	1月15日	
	マガン, ヒシクイ, コクガン, カナダガン BläÙ-, Saat-, Ringel- und Kanadagänse	11月1日	1月15日	カナダガン 8/1-
	マガモ Stockenten	9月1日	1月15日	←
	その他カモ類 (8種) Wildenten	10月1日	1月15日	←
	ヤマシギ Waldschnepfen	10月16日	1月15日	←
	バン・オオバン BläÙshühner	9月11日	2月20日	←
	カモメ類 (5種) Möwen	10月1日	2月10日	←
	カケス Eichelhäher, カササギ Elster, ハシボソガラス Rabenkrähe (注3)			7/16-3/14
エジプトガン Nilgänse (注3)			8/1-1/15	

注1 連邦狩猟法第22条第4項(猟期内の狩猟鳥獣でも哺育中の個体は捕獲禁止)に注意。

注2 州狩猟法に基づき, 同施行令で伸縮したもので, 定めがなければ連邦命令どおり(←)。

注3 州狩猟法で狩猟対象に指定した有害鳥獣(Raubzeug)。

注4 州狩猟法に基づき, 同施行令でアナウサギ, アライグマ, タスキの哺育中禁猟を除外。

連邦猟期命令 Verordnung ber die Jagdzeiten (JagdzeitV 1977)。

バイエルン州狩猟法施行令 Verordnung zur Ausführung des Bayerischen Jagdgesetzes (AVBayJG)等を参照して作成。